

藤吉小学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止に対する基本的な認識

現在、いじめの問題解決は、我が国の教育における喫緊の課題となっており昨今、全国各地においていじめを苦にしたと考えられる児童生徒の自殺が相次いで発生するなど、大変憂慮すべき状況にある。

いじめの問題の原因や背景については、児童を取り巻く様々な要因が複雑に絡み合っていると考えられるが、その解決にあたっては、「いじめは絶対に許されない行為である」という強い認識のもと、学校・家庭・地域社会が一体となった取り組み重要である。

平成25年度「いじめ防止対策推進法」が9月28日に施行され、「いじめ防止等の基本的な方針（国の基本方針）」が10月11日に策定された。これに伴い、いじめ防止等のために学校が実施すべき施策の整備を早急に行う必要がある。福岡県においては、いじめの未然防止、早期発見及び対処の取組が、より体系的かつ計画的に実施されるよう平成26年3月に「福岡県いじめ防止基本方針」が策定された。

そこで、本校も「いじめ防止基本方針」を打ち出し、以下の認識のもと、いじめ防止、解決にあたり学校・関係者が連携して取り組んでいく。

いじめの防止等に関する考え方

- いじめを生まない教育活動の推進
- いじめの早期発見の取組の充実
- いじめの早期対応と継続的指導の充実
- 地域・家庭との積極的連携
- 関係機関との密接な連携

2 「いじめ」の定義について

【定義】（いじめ防止対策推進法より）

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係のある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とする。

（注1）「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

（注2）「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりする事などを意味する。

いじめは、「被害者」と「加害者」だけの問題ではない。周りではやし立てたり、喜んで見ている「観衆」は、いじめを積極的に是認する存在である。見て見ぬふりをする「傍観者」もいじめを暗黙的に支持する存在であり、いじめられている子にとっては、支え（味方）にはならない。したがって、「観衆」も「傍観者」もいじめを助長する存在だと言える。

また、この「被害者」「加害者」「観衆」「傍観者」は、固定したものではなく、入れ替わることもある。「加害者」が「被害者」に、「観衆」や「傍観者」が「被害者」になることもある。

つまり、誰もが「被害者」「加害者」になる可能性があるということである。この不安感が、いじめの陰湿化を招いたり、いじめを外から見えにくくしていると考えられる。

いじめが行われた時、周囲の者がはやし立てたり、見て見ぬふりをしたりすることで、いじめは更に助長され、深刻化する。しかし、周囲の者がいじめは許さないという態度を示す時、いじめは抑制される。つまり、いじめは、集団の行動の在り方と大きく関係している。

3 いじめの早期発見の取組の充実

いじめは大人の目の付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、全ての大人が連携し、児童生徒のわずかな変化に気付く力を高めることが大変重要である。人間関係のささいなトラブルにおいても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知した上で、適切に解決することが何よりも重要である。

(1) 積極的児童理解

早期発見の方法としては、いろいろな情報を積極的に収集したりして、児童を積極的に理解する方法等が考えられる。

観 察	授業中だけでなく、休み時間にも声をかけて、様相チェックを心がける。また、学級ノート等を通しての児童理解に努める。 ※ 視点をまとめたものが「チェックリスト」である。
情報収集	肯定的な教育相談や学級・学校での相談ポスト設置、連絡ノートによる家庭連絡等を通して、児童・保護者からの情報に耳を傾け、積極的に収集する。また、他の教職員や地域からの情報にも留意する。
客観的理解	Q-U検査（学級満足度調査）、性格検査、親子関係診断検査ゲス・フォー・テスト等の検査や面接、アンケート調査を通して客観的理解に努める。

(2) チェックリスト項目

チェックリストを活用し、早期発見に努める。

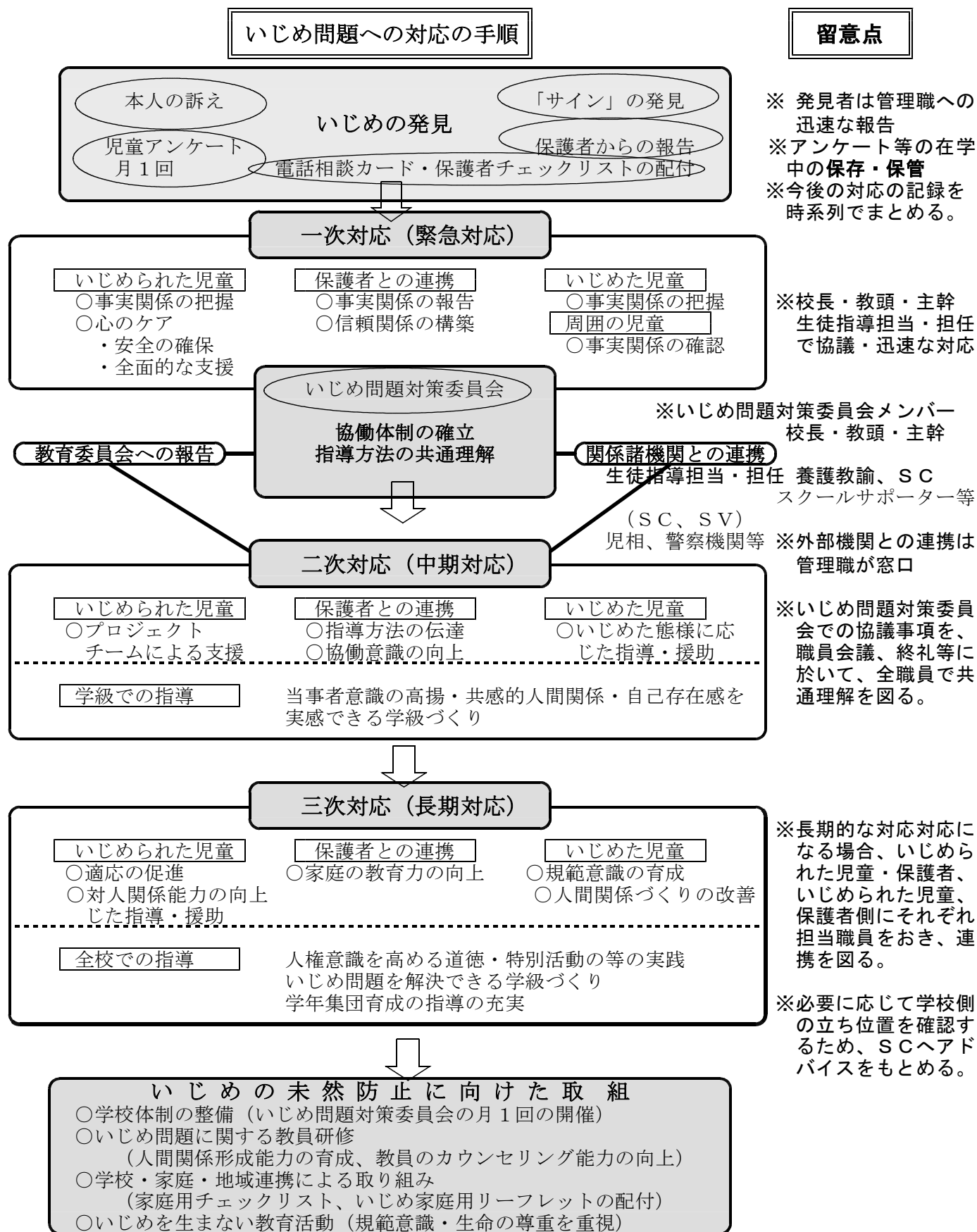
- ① 遅刻、早退、欠席の状況から
 - 一人遅れて教室へ入る。
 - 理由もないのに早退する。
 - 頭痛、腹痛、吐き気などの理由でたびたび休むようになる。
- ② 学習の状況から
 - 始業時刻ぎりぎりに学校へ来て、授業が終わるとすぐに下校する。
 - 学習に意欲をなくし、学業成績が極端に落ち込む。
 - 正しい意見なのに、なぜか指示されない。ほめると周囲から嘲笑が起こる。
- ③ 生活、行動の状況から
 - 休み時間や昼食時、放課後など、独りでいることが多くなる。
 - 用事もないのによく職員室に来る。
 - 常に他の児童の言いなりになっている。
 - 洋服が破れたり、汚れたりしている。
 - 物がなくなる、隠される、机やノートなどに落書きされる。
 - いつもおどおどしていて教師を避ける。
 - 生気がない、気持ちが落ち込んでいる、独りで泣いている。
 - 教育相談、日記、班ノートなどに不安、悩みなどを訴える。
 - グループから急に離れるなど、交遊関係が変化する。
 - 悪口や陰口の中に特定の名前が集中する。
 - 教師が近付くとグループの児童が不自然に分散する。
- ④ 健康の面から
 - 食欲がない、腹痛、吐き気などを訴える。
 - 打撲のあとや傷などが見られる。

(3) 「チェックリスト」活用状況の留意点

チェックリストは、早期発見のための一つの手立てとして考え、総合的に判断していく。

数量だけでは判断しないこと	単純にチェックされた項目の数量だけで、いじめの程度等を判断せず、日常生活をきちんと観察するとともに、児童の話を傾聴する。
ポイントを過信しないこと	チェックリストは、一つのサインである。 教師の眼で内容をさらに具体化する。
対応が目的であること	チェックをすることだけが目的ではない。 適切かつ迅速な対応を心がける。
総合的に判断すること	心理検査等の客観的な情報や、多くの教師の目で見た情報と合わせて総合的に判断する。

4 いじめ問題への対応と留意点



5 早期発見・未然防止にむけての計画、職員研修計画

早期発見・未然防止にむけての計画	職員研修計画
① 教職員 ○教育相談の実施（５月、１０月、２月） ○学級経営会議 （全職員参加 ４月、８月、１２月） 気になる児童の情報共有化と指導方針の共通理解 ○校内いじめ問題対策委員会（毎月１回） ○未然防止にむけての全校朝会における講話 （７月・１２月） ○サインへの気づき（日常的に） チェックリストの活用 日常観察と生活背景の理解 時間の共有 遊び、給食、掃除（師弟同行） ○自尊感情を育てる教育活動への取組み （日常的に） ② 児童 ○いじめアンケートの実施 （毎月１回） ○教育相談（個人面談）の実施 （いじめアンケート後に実施） ・相談ポストの設置（常時） ・人間関係づくり 学級活動（ソーシャルスキル 年３回） 縦割遊び（休み時間 通年） ③ 保護者 ・リーフレット、チェックリストの配布 （４月） ・いじめアンケートの実施 （５月・１０月）	① 児童理解・人権感覚を高める研修 ４月 教育指導計画(生徒指導)の共通理解 ５月 事例研修会（感受性・共感性の高揚） ７月 事例研修会による感受性・共感性の高揚 ８月 いじめに係る正しい認識と共通理解 いじめ防止対策推進法、 いじめのメカニズム、 （新福岡県いじめ問題総合対策等） １０月 前期の取り組みの評価アンケート 教育相談方法についての研修 １２月 取り組みの評価・改善への協議 事例研修会（感受性・共感性の高揚） ２月 次年度教育指導計画作成による共通理解 ３月 後期の取り組み評価アンケート 後期の取り組み評価・改善への協議 ② 市、県主催による人権・同和教育、生徒指導研修会への参加と報告による共有

6 いじめ重大事態への対応

● 重大事態の定義

ア いじめにより、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

イ いじめにより、児童が相当の期間（年間３０日を目安とする）、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

ウ 児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

● 重大事態への対応

ア 学校は、犯罪行為として取り扱われるべきいじめ（重大事態を含む）については、速やかに教育委員会及び警察と緊密な連携のもと対処する。4 文科初第 2121 号「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について（令和 5 年 2 月 7 日通知文）」より、原則として以下のような事例については、警察（柳川警察署スクールサポーター 0944-74-0110）に相談又は通報する。

- < 暴行 > ・ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。
・無理やりズボンを脱がす
- < 傷害 > ・感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけてけがをさせる。
断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。
- < 恐喝 > ・断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。
- < 窃盗 > ・靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。財布から現金を盗む。
- < 器物損壊 > ・自転車を壊す。制服をカッターで切り裂く。
- < 強要 > ・度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。
- < 脅迫 > ・本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。
- < 名誉毀損、侮辱 > ・特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工など悪口を書く。この他にも、児童ポルノ提供等、自殺関与、強制わいせつ等もある。

イ いじめ防止対策委員を中核に、教育委員会・警察と連携して以下の事項に留意し初期調査を実施する。

重大事件に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景、事情児童の人間関係にどのような問題があったか、学校教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に調査し、明確にする。

在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査に実施にあたっては、いじめを受けた生徒や情報を提供した児童を守ることを最優先として調査を行う。

質問紙調査の実施により得られた結果については、いじめを受けた児童又はその保護者に提供する場合があることを、あらかじめ、調査対象となる児童やその保護者に説明する等の措置をとる。

因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

触法に当たるいじめ行為の事実があった場合は市教委に報告後、警察への相談・連絡を行う。その他、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対処や同種の事態発生を防止するためのものであるとの認識の上、市教委やＳＶなどに指導助言をもらいながら事実確認・対処等を慎重に行う。

○いじめを受けた児童からの聴き取りが可能な場合

- ・ いじめを受けた児童からの聴き取りにおいては、事情や心情を十分に聴き取る。
- ・ いじめた児童に対して適切な指導を行い、いじめ行為を速やかにやめさせる。
- ・ いじめを受けた児童の状況にあわせた継続的な心のケアに努め、落ち着いた学校生活復帰の支援を行う。

ウ いじめを受けた児童及びその保護者に対して、調査の結果を適時・適切に情報提供する。

エ 調査結果を教育委員会に報告し、調査結果を踏まえた必要な措置をとる。

● 教職員研修と保護者への説明の実施

教職員研修

いじめの防止等（いじめの未然防止・早期発見・早期対応）に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、日々の観察の仕方など、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。（いじめ防止対策推進法の理解のための研修、外部指導者を招いての研修、生活指導に関する校外での研修の推進）

保護者への説明

育友会の会合等を利用して、学校いじめ防止基本方針、いじめ防止等に関して保護者に協力いただきたいことなどを説明する機会を設ける。